

○国立大学法人筑波技術大学大学院における他の大学院の授業科目を履修する学生の取扱いに関する規程

平成23年3月30日
規程 第28号

国立大学法人筑波技術大学大学院における他の大学院の授業科目を履修する学生の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則(平成22年学則第1号)第65条の規定に基づき、他の大学院の授業科目を履修する学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(本大学院における授業科目とみなす履修)

第2条 学生が、他の大学院の履修を筑波技術大学大学院(以下「本大学院」という。)における授業科目とみなす履修は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国内の他の大学院における授業科目の履修
- (2) 外国の大学院における授業科目の履修
- (3) 外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合
- (4) 外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもので当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合
- (5) 国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合
(事前の協議)

第3条 他の大学院との事前の協議は、次に掲げる事項について、学長の承認を得て、研究科長が行う。

- (1) 履修科目及び単位数
- (2) 履修期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位の取扱い
- (5) 授業料等費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

2 他の大学院が、外国の大学院で、やむを得ないときは、事前の協議を欠くことができる。

(履修許可申請手続)

第4条 国内の他の大学院で授業科目を履修しようとする学生は、研究指導教員の承認を得て、他の大学院における授業科目の履修願(別記様式第1)に、次に掲げる書類を添付して研究科長に提出しなければならない。

- (1) 他の大学院の大学案内及び授業科目履修要項等(シラバス)
- (2) その他必要な書類

2 外国の大学院で授業科目を履修しようとする学生は、研究指導教員の承認を得て、留学願に、前項第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(1) 前条第2項に規定する事前の協議ができない外国の大学院の場合は、当該外国の大学院の受入れを内諾する旨の証明書

(2) その他必要な書類

3 外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする学生は、指導教員の承認を得て、履修願に、第1項第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して研究科長に提出しなければならない。

(1) 前条第2項に規定する事前の協議ができない外国の大学院の場合は、当該外国の大学院の受入れを内諾する旨の証明書

(2) その他必要な書類

4 外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもので当該教育課程における授業科目を我が国において履修しようとする学生は、指導教員の承認を得て、履修願に、第1項第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して研究科長に提出しなければならない。

(1) 前条第2項に規定する事前の協議ができない外国の大学院の場合は、当該外国の大学院の受入れを内諾する旨の証明書

(2) その他必要な書類

5 国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する学生は、研究指導教員の承認を得て、履修願に、第1項第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して研究科長に提出しなければならない。

(1) 他の大学院の大学案内及び授業科目履修要項等（シラバス）

(2) その他必要な書類

（履修の許可）

第5条 国内の他の大学院における授業科目の履修の許可は、研究科専攻の専攻教授会、研究科学事委員会の議を経て研究科長が行い、学長に報告するものとする。

2 外国の大学院における授業科目の履修の許可は、研究科学事委員会の議を経て学長が行う。

（受入れの依頼）

第6条 研究科長は、前条により履修を許可した学生について、当該他の大学院に受入れを依頼するものとする。

（履修期間）

第7条 他の大学院の授業科目の履修期間は、1年以内とする。

（履修科目）

第8条 他の大学院で履修できる授業科目は、学生が所属する専攻の授業科目に相当又は関連する授業科目とする。

（許可の取消し）

第9条 他の大学院での授業科目の履修を許可された履修中の学生が、成業の見込がないと認められるとき、学生としての本分に反したとき、又はその他履修が困難と認められる事情が生じたときは、当該他の大学院との協議により許可を取り消すことがある。

（履修の報告）

第10条 他の大学院の授業科目の履修を終了した学生は、速やかに他の大学院における授業科目履修報告書（別記様式第2）に、次に掲げる書類を添付して研究科長に提出しなければならない。

(1) 当該他の大学院が発行した学業成績証明書

(2) その他必要な書類

(単位の認定)

第11条 他の大学院における修得単位に係る単位認定の審査は、当該専攻教授会において行うものとし、認定については、大学院運営委員会の議を経て研究科長が行う。

(特例)

第12条 本学と他の大学院との学年、学期等の相異により他の大学院の授業科目の履修のため、学年又は学期の途中で本学の授業の履修を中止し、又は再開しようとする学生のその学年における本学での授業科目の履修方法及び学力試験の方法については、研究科専攻の専攻教授会、研究科学事委員会の議を経て、通常の方法によらないで行うことができるものとする。

(授業料の納入)

第13条 他の大学院の授業科目の履修を許可された学生は、当該期間中においても、本学に授業料を納入しなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、他の大学院の授業科目を履修する学生の取扱いについて必要な事項は、大学院運営委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

他の大学院における授業科目の履修願

平成 年 月 日

技術科学研究科長 殿

学籍番号 _____

(ふりがな)
氏 名 _____

現住所
(電話番号) Tel _____

このたび、下記のとおり授業科目の履修をしたいので許可くださるようお願いいたします。

| | | | |
|----------------|-------|----|------------------------|
| 履修大学院 | | | |
| 履修大学院の 在籍身分 | | | |
| 履修希望授業科目 | 授業科目名 | 単位 | 履修期間 |
| | | | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| | | | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| | | | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 履修希望理由 | | | |

| | |
|----------|--|
| 指導教員（自署） | |
|----------|--|

他の大学院における授業科目履修報告書

平成 年 月 日

技術科学研究科長 殿

学 生 番 号 _____

(ふりがな)
氏 名 _____

現 住 所
(電話番号) T e l _____

このたび、授業科目の履修を終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

| | | | | |
|----------------|-------|----|----|-----------------------|
| 履修大学院 | | | | |
| 履修大学院の 在籍身分 | | | | |
| 履修授業科目 | 授業科目名 | 単位 | 評価 | 履 修 期 間 |
| | | | | 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日 |
| | | | | 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日 |
| | | | | 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日 |

指導教員（自署）

| |
|--|
| |
|--|